令和２年５月２０日

姫路市長　　清　元　秀　泰

姫路市認知症サロン活動事業登録制度実施要綱を次のように定める。

姫路市認知症サロン活動事業登録制度実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、認知症であるか否かに関わらず、地域の高齢者が自由に参加することができる活動により、高齢者同士又は高齢者と他の世代との交流を促進し、又は高齢者が地域から孤立化すること等を防止することによって認知症の早期発見及び進行防止並びに介護予防等を図ることを目的とした認知症サロン活動（以下「サロン」という。）を行う団体の登録制度に関し、必要な事項を定めるものとする。

（登録対象者）

第２条　登録の対象となる者（以下「登録対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

⑴　規約又はこれに準ずるものが定められていること。

⑵　政治団体又は宗教団体でないこと。

⑶　法令及び公序良俗に反していないこと。

⑷　サロンの開催場所、開催日時、名称、連絡先、活動内容等について公開することに同意していること。

⑸　認知症サポーターが所属していること。

⑹　地域を担当する地域包括支援センターとサロンの運営について連携を図る体制を構築することが可能であること。

⑺　営利を目的とする団体ではないこと。

⑻　姫路市が今後実施する認知症施策の基礎調査に協力すること。

（登録対象事業）

第３条　登録の対象となる事業（以下「登録対象事業」という。）は、登録対象者が定期的な通いの場を提供するためにサロンを設置し、運営するものであって、次の各号に掲げる事項の全てについて、当該各号に定める要件に該当するものとする。

⑴　活動内容　次に掲げる要件を満たすこと。

ア　サロンでは、毎回、会話や意見交換を目的とした茶話会を３０分以上開催すること。

イ　年１回以上、認知症サポーター養成講座や認知症に関する講座を開催すること。

⑵　利用対象者　次に掲げる要件を満たすこと。

ア　姫路市内に居住する６５歳以上の住民を主たる対象としていること。ただし、６５歳未満の住民の利用を妨げるものであってはならない。

イ　特定の会員だけに利用を限定する等、参加者に制限を設けていないこと。

⑶　開催頻度　次に掲げる要件を満たすこと。

ア　原則として、月１回以上開催すること。

イ　１年以上継続して実施する予定であること。

ウ　１回当たりの活動は、サロンのみで１時間以上実施されていること。

⑷　利用人数　毎回姫路市内に居住する６５歳以上の住民が１０人以上利用すること。

⑸　開催場所　姫路市内において、利用者が参加しやすい場所で、おおむね１０人以上が活動できるスペースにおいて開催すること。

⑹　利用料　原則として、飲食代等の実費負担を除き、無料であること。

⑺　その他　国、兵庫県、姫路市その他の団体から運営に係る助成等を受けていないこと。ただし、姫路市認知症サロン活動助成事業補助金交付要綱（令和２年５月２０日制定）に基づく補助金は含まないものとする。

（登録の申請）

第４条　登録を受けようとする登録対象者は、認知症サロン活動事業登録申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添付して対象となる事業の開始前に、市長に申請

しなければならない。

⑴　認知症サロン活動事業計画書（様式第２号）

⑵　サロンの参加予定者を記載した認知症サロン参加者名簿（様式第３号）

⑶　その他市長が必要と認める書類

（登録の決定及び通知）

第５条　市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、登録の可否を決定するとともに、速やかに認知症サロン活動事業登録可否決定書（様式第４号）により、前条の規定により申請した者に通知するものとする。

（登録の条件）

第６条　市長は、前条の規定により登録の決定（以下「登録決定」という。）をする場合において、必要な条件を付することができる。

（登録事業の変更等）

第７条　登録決定を受けた者（以下「登録決定者」という。）は、当該登録決定に係る登録対象事業（以下「登録事業」という。）の計画を変更し、休止し、又は廃止しようとするときは、認知症サロン活動事業登録変更・休止・廃止承認申請書（様式第５号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

２　市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、承認すべきものと認めたときは、認知症サロン活動事業登録変更・休止・廃止決定通知書（様式第６号）により、前項の規定による申請をした者に通知するものとする。

（実績報告）

第８条　登録決定者は、四半期（１月から３月まで、４月から６月まで、７月から９月まで及び１０月から１２月までの各区分による期間をいう。）ごとの実績について市長が別に定める期日までに、認知症サロン活動事業実績報告書（様式第７号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

⑴　サロンの参加者及び参加実績を記載した認知症サロン参加者名簿（様式第３号）

⑵　その他市長が必要と認める書類

（登録決定の取消し）

第９条　市長は、登録決定者が次のいずれかに該当する場合は、登録の決定を取り消すことができる。

⑴　虚偽その他不正な手段により登録を受けたとき。

⑵　この要綱の規定又は登録決定若しくはこれに付した条件に違反したとき。

⑶　前２号に掲げるもののほか、市長が登録を不適当であると認めるとき。

（衛生管理者）

第１０条　登録決定者は、登録事業の参加者の清潔の保持及び健康状態の管理のために必要な対策を講じなければならない。

（秘密保持）

第１１条　登録決定者は、登録事業の参加者又は参加者であった者が、正当な理由がなく、登録事業において知り得た参加者の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

（補則）

第１２条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和２年７月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和３年３月１９日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

３　この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。